

2021.3.2

(件名) コナクリ国際空港における出入国措置

【ポイント】

- ギニア政府は、新型コロナウイルス・エボラ出血熱の感染拡大防止のため、コナクリ国際空港におけるギニア出入国に関する措置を発表しました。
- 当地発着の航空便は、新型コロナウイルス・エボラ出血熱等の影響により変更される可能性があります。航空便をご利用になられる際は、フライトの最新情報の入手に努めてください。
- 外務省の感染症危険情報で、ギニアは感染症危険レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」となっております。渡航は控えていただくようお願いいたします。

【内容】

1 ギニア政府は、新型コロナウイルス・エボラ出血熱の感染拡大防止のため、コナクリ国際空港におけるギニア出入国に関する措置を発表しました。詳細は下記のとおりです。

○ギニアから出国する際の空港での措置

- ・ 駐車場から搭乗までの検査に従う。
- ・ 健康申請書を提出する。
- ・ 検温やサーモグラフィーによる確認を受ける。
- ・ 国立公衆衛生研究所（INSP）により72時間以内に発行されたPCR検査（核酸増幅検査（RT-PCR））の陰性証明書を提示する。
- ・ 1.5メートルの物理的距離を確保する。
- ・ 渡航中は必ず医療用マスクを着用する。
- ・ 頻りに手を消毒する。
- ・ 38度以上の熱、頭痛、筋肉痛、極度の衰弱、のどの痛み、嘔吐、下痢及び出血の症状がある場合、医療チームにより搭乗を拒否され、感染症センター（CT-Epi）にて隔離される。
- ・ エボラ感染者と接触した場合、21日間はギニアから出国することはできない。21日の隔離実施後、渡航前にエボラワクチンを接種しなければならない。

○ギニアへ入国する際の空港での措置

- ・ 渡航中は必ず医療用マスクを着用する。
- ・ 降機から駐車場までの検査に従う。
- ・ 72時間前に取得したPCR検査（RT-PCR）の陰性証明書を提示する。
- ・ 到着時に、新型コロナウイルスの症状（熱、咳、呼吸困難、くしゃみ、疲労等）が確認される場合、もしくは変異種が確認されている国から渡航した場合、PCR検査を受検する。検査の結果が出るまでの48時間、ギニア政府が指定するホテルに隔離され、検査結果が陽性の場合、感染症センター（CT-Epi）に隔離される。
- ・ 健康申請書を提出する。
- ・ 検温やサーモグラフィーによる確認を受ける。

- ・ 頻繁に手を消毒する。
- ・ エボラ出血熱対応を森林ギニア地方にて行う人道支援関係者に対しては、エボラ及び新型コロナウイルスワクチンの接種を強く推奨する。新型コロナウイルスワクチンを接種しない場合、森林ギニア地方へ出発する72時間以内のPCR検査の陰性証明書を取得する。エボラワクチンは、コナクリもしくは森林ギニア地方にて接種可能。

2 これらの情報は今後更新される場合があります。また、当地発着の航空便は、新型コロナウイルス・エボラ出血熱等の影響により変更される可能性があります。航空便をご利用になれる際は、フライトの最新情報の入手に努めてください。

3 外務省の感染症危険情報で、ギニアは感染症危険レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」となっております。渡航は控えていただくようお願いいたします。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>